

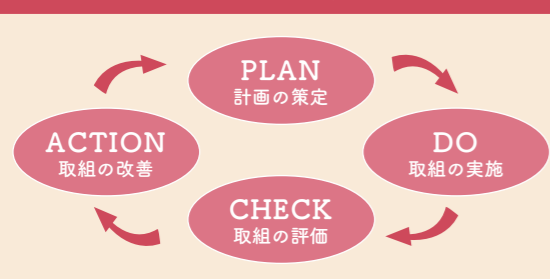
地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業	確保の内容 (令和6年度)	事業の概要
(1) 時間外保育事業 (延長保育事業)	130人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。
(2) 放課後児童健全育成事業	低学年	小学校に通う児童のうち、屋間に保護者が仕事等で家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を行う子育て支援であり、町内の設置数は9か所となっています。
	高学年	
(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	必要に応じて 広域で確保	ショートステイとは、養育が困難となった場合や育児疲れ等の場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により夜間や休日に不在のため等の際、児童養護施設等で子どもを預かる事業です。いずれも北広島町では実施していませんが広域での確保に努めます。
(4) 地域子育て支援拠点事業	延 6,600回	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。現在、北広島町では、各地域の子育て支援センター（4か所）で実施しています。
(5) 一時預かり事業	延 200日	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。
(6) 病児・病後児保育事業	延 250日	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。現在、北広島町内では、病児・病後児保育室「ユーカーリ」で実施しています。
(7) ファミリー・サポート・センター事業	延 15日	子どもの預かりや送迎等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者を会員として、その援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助の連絡や調整を行う事業です。
(8) 利用者支援事業	1か所	子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。北広島町では、平成30年度から母子保健型の提供（北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』）を開始しており、子育てに関する様々な相談や対応、情報提供等が円滑に行える体制づくりに努めています。
(9) 妊婦健康診査	延 1,540回	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業で、14回分受診券を配布して健康診査の受診を啓発・推奨しています。
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	90人	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
(11) 養育支援訪問事業	50人	児童への虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

計画の推進

- ❖ **子ども・子育て会議の開催** 子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価等のために、子ども・子育て会議を開催します。
- ❖ **庁内及び関係機関との連携** 庁舎内連携はもとより、認定こども園・保育所（園）、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携を図ります。
- ❖ **PDCAサイクルによる検証** PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況の評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげます。

PDCAサイクルによる計画の評価と改善



編集 発行：北広島町 福祉課
〒731-1595
広島県山県郡北広島町有田 1234 番地
電話：0826-72-2111（代表）
FAX：0826-72-5242
e-mail:kosodate@town.kitahiroshima.lg.jp



第2期 北広島町 子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年度～令和6年度

子どもがたくましく健やかに育つ北広島町をめざして

KITAHIROSHIMA-CHO



北広島町

計画の視点と方向性

北広島町では、高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は変化しており、子育てに対する不安や負担が増加しています。また、北広島町では女性の就業率も高まっていることから、子育て支援施策の更なる充実をもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

子育て支援施策を展開するには、子どもと子育て家庭

への様々な視点が必要ですが、これまで、子ども・親・家庭・地域が主体的に行動するとともに、助け合いながらともに育つような視点をもって取り組みを進めてきました。本計画を通して、“子どもの最善の利益”が優先される社会の実現と、だれもが安心して子どもを生み育て、子ども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりをめざします。

❖ 計画をめぐる様々な視点 ❖

- 教育・保育・子育て支援の推進
- 障がいのある子どもに対する支援
- 児童虐待の防止
- 外国につながる子どもへの支援
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 放課後健全育成事業の充実
- 子どもの貧困対策
- 妊娠期からの切れ目のない支援
- 保育ニーズの高まりへの対応
- 安心・安全な子育て環境の充実

計画の理念と体系

基本理念

“ホッと”できる環境で、
子どもが“すくすく”育つまち

基本目標

施策の内容

1

安心して子育てできる環境づくり

幼児教育・保育サービスや放課後児童クラブの充実、子どもや子育てに関する相談、情報の提供や共有の場の充実、遊び場や子どもの安全の確保、ワーク・ライフ・バランスの実現、少子化対策の推進など。

2

保健・医療・福祉・経済面での子育て支援

母子保健・医療の充実、子育て世帯への経済的支援、障がい児施策の充実など。

3

子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり

子どもの人権の尊重と児童虐待の防止、地域や家庭での教育力の向上、学校などでの教育の充実、食育の推進、次世代を育む様々な取り組みなど。

就学前児童への教育・保育事業について

◆ 子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方針）
1号	(3～5歳)	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	(3～5歳)	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	(0～2歳)		保育所・認定こども園・地域型保育事業

◆ 各認定区分における計画期間内の確保の内容については次の通りです。

認定区分	確保の内容（令和6年度）	現状と方向性
1号認定（3～5歳）	65人	令和2年3月末現在、北広島町には幼稚園がなく、認定子ども園が6か所あります。認定子ども園の幼稚園機能を利用し、適切なサービスの提供に努めます。
2号認定（3～5歳）	330人	令和2年3月末現在、北広島町には保育所が7か所、認定子ども園が6か所あります。保育の必要性の高まりを受け止めるため、適切なサービスの提供に努めます。
3号認定（0歳）	44人	2号認定同様、保育の必要性の高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。
3号認定（1～2歳）	135人	

北広島町内の

認定子ども園・保育所



北広島町子育て世代包括支援センター ネウボラ きたひろしま「てごてご」



ネウボラ保育士

子育てに関する相談や子育て支援サービスのPR、認定こども園・保育所（園）の入所相談などを行います。



ネウボラ保健師

役場関係部署、認定こども園・保育所（園）や学校、医療機関等とのつなぎ役を務めるとともに、母子保健事業にも参加します。



ネウボラ助産師

妊娠期から子育てをサポートするとともに、妊婦育児相談や乳児健診に参加し、相談やアドバイスを行います。

北広島町は、平成30年4月1日に妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をするために北広島町子育て世代包括支援センター「ネウボラきたひろしま「てごてご」」を北広島町役場福祉課・保健課及び各地域子育て支援センターに開設しました。
このネウボラの開設により、母子保健サービス分野と子育てサービス分野が協働で子育て世代をサポートする仕組みができました。